

令和7年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (2月12日)	
議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
本会議に出席した事務局職員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	5
開会及び開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
管理者行政報告	7
管理者提出議案の報告及び上程	7
提案理由の説明	8
議案第1号並びに議案第4号及び議案第5号の説明	9
議案第6号の説明	10
議案第7号ないし議案第9号の説明	10
議案第10号の説明	11
議案第11号ないし議案第13号の説明	12
議案第14号の説明	13
議案第15号ないし議案第17号の説明	14
議案第1号の質疑、討論、採決	16
議案第2号の質疑、討論、採決	17
議案第3号の質疑、討論、採決	18
議案第4号の質疑、討論、採決	18
議案第5号の質疑、討論、採決	20
議案第6号の質疑、討論、採決	21
議案第7号の質疑、討論、採決	24
議案第8号の質疑、討論、採決	24

議案第9号の質疑、討論、採決	28
議案第10号の質疑、討論、採決	28
議案第11号の質疑、討論、採決	29
議案第12号の質疑、討論、採決	29
議案第13号の質疑、討論、採決	30
議案第14号の質疑、討論、採決	30
議案第15号の質疑、討論、採決	32
議案第16号の質疑、討論、採決	32
議案第17号の質疑、討論、採決	33
一般質問	33
特定事件の閉会中の継続審査について	35
管理者挨拶	36
閉会の宣告	36
署名議員	37

第 1 回 定 例 会

(第 1 号)

比広組告示第1号

令和7年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和7年1月30日

比企広域市町村圏組合

管理者 森田 光一

1 期 日 令和7年2月12日 午前10時

2 場 所 東松山市議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（17名）

1 番	高 田 正 人	議 員	2 番	田 中 二 美 江	議 員
3 番	米 山 真 澄	議 員	4 番	斎 藤 雅 男	議 員
5 番	吉 野 正 浩	議 員	6 番	内 田 敏 雄	議 員
7 番	森 一 人	議 員	8 番	川 口 浩 史	議 員
9 番	高 橋 功 人	議 員	1 1 番	道 祖 土 証	議 員
1 2 番	加 藤 進	議 員	1 3 番	神 田 隆	議 員
1 4 番	杉 田 し の ぶ	議 員	1 5 番	神 山 俊	議 員
1 6 番	杉 田 健 司	議 員	1 7 番	渡 邊 均	議 員
1 8 番	野 口 勝 則	議 員			

不応招議員（1名）

1 0 番 田 中 照 子 議 員

令和7年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会

令和7年2月12日（水曜日）

議 事 日 程

- 第1 開 会
- 第2 開 議
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 諸般の報告
- 第6 管理者行政報告
- 第7 管理者提出議案の報告及び上程
- 第8 提案理由の説明
- 第9 議案第1号並びに議案第4号及び議案第5号の説明
- 第10 議案第6号の説明
- 第11 議案第7号ないし議案第9号の説明
- 第12 議案第10号の説明
- 第13 議案第11号ないし議案第13号の説明
- 第14 議案第14号の説明
- 第15 議案第15号ないし議案第17号の説明
- 第16 議案第1号の質疑、討論、採決
- 第17 議案第2号の質疑、討論、採決
- 第18 議案第3号の質疑、討論、採決
- 第19 議案第4号の質疑、討論、採決
- 第20 議案第5号の質疑、討論、採決
- 第21 議案第6号の質疑、討論、採決
- 第22 議案第7号の質疑、討論、採決
- 第23 議案第8号の質疑、討論、採決
- 第24 議案第9号の質疑、討論、採決
- 第25 議案第10号の質疑、討論、採決
- 第26 議案第11号の質疑、討論、採決
- 第27 議案第12号の質疑、討論、採決
- 第28 議案第13号の質疑、討論、採決

- 第29 議案第14号の質疑、討論、採決
- 第30 議案第15号の質疑、討論、採決
- 第31 議案第16号の質疑、討論、採決
- 第32 議案第17号の質疑、討論、採決
- 第33 一般質問
- 第34 特定事件の閉会中の継続審査について
- 第35 管理者挨拶
- 第36 閉 会

出席議員（17名）

1番	高田正人	議員	2番	田中二美江	議員
3番	米山真澄	議員	4番	斎藤雅男	議員
5番	吉野正浩	議員	6番	内田敏雄	議員
7番	森一人	議員	8番	川口浩史	議員
9番	高橋功人	議員	11番	道祖土証	議員
12番	加藤進	議員	13番	神田隆	議員
14番	杉田しのぶ	議員	15番	神山俊	議員
16番	杉田健司	議員	17番	渡邊均	議員
18番	野口勝則	議員			

欠席議員（1名）

10番	田中照子	議員
-----	------	----

本会議に出席した事務局職員

議事録	町田憲昭
-----	------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	森田光一	副管理者	島田康弘
副管理者	大塚信一	副管理者	佐久間孝光
副管理者	飯島和夫	副管理者	宮崎善雄
副管理者	渡邊一美	副管理者	高野貞宜
監査委員	梶田美佐子	会計管理者	新井尚田
事務局長	黒田健	消防長	服部明
消防本部長 次長	原芳和	総務課長	馬場健夫

◎ 開会及び開議の宣告

斎藤雅男議長 おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和7年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

斎藤雅男議長 ここで、報告いたします。

初めに、副管理者の異動がありましたので、報告いたします。高野貞宜東秩父村長が、令和6年9月7日付で副管理者に就任いたしましたので、報告いたします。

ここで、新たに副管理者に就任された高野貞宜東秩父村長のご挨拶をお願いいたします。

〔高野貞宜副管理者登壇〕

高野貞宜副管理者 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。

ただいまご紹介いただきました、東秩父村村長の高野貞宜です。どうぞよろしく願いいたします。比企広域行政の推進と発展に努力してまいりますので、議員皆様方はじめ管理者、副管理者のご指導とご支援をお願いを申し上げます。甚だ簡単でございますが、就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

斎藤雅男議長 ありがとうございます。

◎ 会議録署名議員の指名

斎藤雅男議長 次に、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第88条の規定により、議長において、11番、道祖土証議員、18番、野口勝則議員を指名いたします。

◎ 会期の決定

斎藤雅男議長 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◎ 諸般の報告

斎藤雅男議長 次に、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から、令和6年度定例監査結果及び令和6年度6月から11月分に関する例月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員並びに説明委任者として出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎ 管理者行政報告

斎藤雅男議長 次に、管理者から行政報告について発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

森田光一管理者。

〔森田光一管理者登壇〕

森田光一管理者 おはようございます。令和7年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位にはご出席を賜り、会議が開催できますことに厚くお礼を申し上げます。

議長のお許しをいただきましたので、私からは組合の事業についてご報告させていただきます。

初めに、消防業務についてですが、昨年4月に着工いたしました消防本部等庁舎改修工事につきましては、1階各仮眠室、2階災害対策室等が完了し、現在は車庫棟、受援執務室等の改修を実施しています。また、高坂分署設計業務につきましては、完了検査が終了し、来年度の建設工事に向けて順調に進捗しております。

次に、斎場及び霊きゅう自動車事業では、昨年1月から12月の間に3,195件の火葬を執り行い、小動物火葬は584件の利用がありました。今後もご遺族の心情に配慮し、誠実かつ丁寧な斎場運営を行ってまいります。

以上、開会に当たりましての挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

◎ 管理者提出議案の報告及び上程

斎藤雅男議長 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案については、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

お諮りいたします。今期定例会に管理者から提出された議案第1号ないし議案第17号を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、一括議題といたします。

◎ 提案理由の説明

斎藤雅男議長 提出者に提案理由の説明を求めます。

森田光一管理者。

〔森田光一管理者登壇〕

森田光一管理者 議長のお許しをいただきましたので、提案理由の説明をさせていただきます。

今期定例会に提案いたしました議案は、専決処分1件、人事案件2件、条例改正4件、比企広域公平委員会共同設置規約の変更1件、補正予算議案4件、当初予算議案5件の17議案です。

初めに、議案第1号は、専決処分についてです。比企広域公平委員会委員の選任について、令和6年9月12日付で、公平委員会委員でありました中嶋秀雄氏から辞職願が提出されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分により井上裕美氏を選任したいとするものです。

議案第2号は、監査委員の選任についてです。識見監査委員である梶田美佐子氏の任期が本年2月28日をもって満了となりますので、引き続き同氏を選任したいとするものです。

議案第3号は、比企広域公平委員会委員の選任についてです。現委員であります上原唯司氏の任期が本年4月10日をもって満了となりますので、引き続き同氏を選任したいとするものです。

議案第4号は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。育児介護休業法及び人事院規則の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第5号は、一般職職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に鑑み、職員の給料、諸手当の改定を行うとともに、年末年始に係る宿日直手当について追加するものです。

議案第6号は、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてです。緊急消防援助隊として消防業務に従事した場合に支給する特殊勤務手当について規定するものです。

議案第7号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてです。刑法等の一部改正の施行に鑑み、関係する条例の整備を行うものです。

議案第8号は、比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約変更についてです。令和7年4月1日より新たに設立される川島桶川資源循環組合について、比企広域公平委員会に加入させるとともに、同委員会の共同設置規約を変更するものです。

議案第9号ないし議案第12号は、一般会計及び消防、介護障害審査会及び公平委員会特別会計の令和6年度補正予算についてです。

議案第13号ないし議案第17号は、一般会計及び各特別会計の令和7年度当初予算についてです。

以上、ご提案申しあげました議案につきまして、何とぞ慎重ご審議をいただき、いずれも原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

斎藤雅男議長 説明は終わりました。

◎ 議案第 1 号並びに議案第 4 号及び議案第 5 号の説明

斎藤雅男議長 これより議案等に対する細部の説明を求めます。

なお、議案第 2 号及び議案第 3 号は人事案件でありますので、細部の説明は省略したいと思っておりますので、ご了承ください。

初めに、議案第 1 号並びに議案第 4 号及び議案第 5 号について、黒田健事務局長。

〔黒田 健事務局長登壇〕

黒田 健事務局長 議案第 1 号並びに第 4 号及び第 5 号について、細部の説明を申し上げます。

初めに、議案第 1 号 専決処分についてです。議案書は 1 ページからでございます。

本議案は、令和 6 年 9 月 12 日付で、公平委員会委員でありました中嶋秀雄氏が辞職されたことに伴い、早急に委員を選任する必要があったことから、後任として井上裕美氏を選任することを、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により 10 月 1 日付で専決処分をしたもので、同条第 3 項により議会の承認を求めるものでございます。

議案第 1 号の説明は以上です。

続いて、議案第 4 号 比企広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について説明いたします。議案書は 15 ページから、議案参考資料は 1 ページからでございます。

本議案は、育児介護休業法及び人事院規則の一部改正に伴い、職員の請求により時間外勤務をさせてはならないこととする職員の範囲を拡大するほか、特別休暇である子の看護休暇について、取得対象を現行の未就学児から小学校 3 年生までにするとともに、取得事由を学校行事等にも拡大するものでございます。

なお、附則におきまして、施行期日を令和 7 年 4 月 1 日と定めるものでございます。

議案第 4 号の説明は以上です。

続いて、議案第 5 号 比企広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例及び比企広域市町村圏組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について説明いたします。議案書は 19 ページから、参考資料は 5 ページからでございます。

本議案は、人事院勧告及び埼玉県人事委員会勧告に鑑み、一般職職員の給料、期末手当及び勤勉手当をはじめ諸手当の改正を実施するほか、年末年始に係る宿日直手当について追加するものでございます。

まず、第 1 条において、令和 6 年度 12 月期に係る期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するとともに、給料表について、初任給を行政職、消防職とも大幅に引上げるなど、若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に改定するものでございます。

第2条においては、令和7年度からの給料表について、主任級以上の初号給料月額を引上げ、若手、中堅職員が昇格した場合のメリットを拡大するとともに、令和7年度以降の期末勤勉手当の支給割合について、一般職職員の期末手当を1.25月、勤勉手当を1.05月に、再任用職員の期末手当を0.7月、勤勉手当を0.5月にそれぞれ改定するものでございます。

その他手当につきましては、扶養手当において、配偶者の手当を廃止し、その原資を用いまして、子の扶養手当を引上げるとともに、管理職職員特別勤務手当について対象となる時間を見直すものでございます。

このほか宿日直手当につきまして、消防の勤務体制変更に伴い、年末年始の支給について追加をするものでございます。

第3条及び第4条においては、一般職職員と同様に、任期付職員の給料表の一部を改めるとともに、期末手当及び勤勉手当についてもそれぞれ改定するものでございます。

なお、附則において、施行期日について定めるとともに、新給料表への切替え及び調整や扶養手当に係る経過措置について定めるものでございます。

以上で議案第1号並びに第4号及び第5号の説明を終わります。

◎ 議案第6号の説明

斎藤雅男議長 次めに、議案第6号について、服部明消防長。

〔服部 明消防長登壇〕

服部 明消防長 議案第6号 比企広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について細部の説明を申し上げます。

議案書は51ページから、議案参考資料は15ページからとなります。本議案は、総務省消防庁からの通知に鑑み、緊急消防援助隊の手当について定めるものでございます。

内容につきましては、他機関との均衡を図るため、活動の内容により一定額を支給するものでございます。

なお、附則において、施行期日を公布の日から定めたいとするものでございます。

以上で議案第6号の説明を終わります。

◎ 議案第7号ないし議案第9号の説明

斎藤雅男議長 次に、議題第7号ないし議案第9号について、黒田健事務局長。

〔黒田 健事務局長登壇〕

黒田 健事務局長 議案第7号ないし第9号について、細部の説明を申し上げます。

初めに、議案第7号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について説明いたします。議案書は55ページから、参考資料は17ページからでございます。

本議案は、令和4年6月に制定された刑法等の一部を改正する法律において、懲役及び禁固刑が廃止され、拘禁刑に一本化されることに伴い、関係する6条例の文言を「拘禁刑」に改めるとともに、附則において、施行期日及び経過措置を定めるものでございます。

議案第7号の説明は以上です。

続いて、議案第8号 比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約変更について説明いたします。議案書は59ページから、議案参考資料は23ページからでございます。

本議案は、新たに令和7年4月1日より設立されることとなった川島桶川資源循環組合につきまして、比企広域公平委員会に加入の申出があったことから、地方自治法第252条の7第2項の規定により、同組合を令和7年4月1日より加入させるとともに、委員会共同設置規約を変更することについて議決を求めるものでございます。

議案第8号の説明は以上です。

続いて、議案第9号 令和6年度比企広域市町村圏組合一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。別冊の一般会計補正予算書（第2号）の1ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出総額に変更はなく、歳出において96万9,000円を増額し、予備費にて収支の調整を図るものでございます。

10ページをお願いいたします。歳出、2款1項1目一般管理費は、職員給与事業で事務局職員の給料、諸手当等について、給与改定により増額補正をするもので、3款予備費にて収支の調整を行うため、同額を減額補正するものでございます。

以上で議案第7号ないし第9号の説明を終わります。

◎ 議案第10号の説明

斎藤雅男議長 次に、議案第10号について、服部明消防長。

〔服部 明消防長登壇〕

服部 明消防長 議案第10号 令和6年度比企広域市町村圏組合消防特別会計補正予算（第2号）につきまして、細部の説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条で、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ1,450万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ36億8,891万2,000円とするものでございます。

次に、第2条では、5ページのとおり、車両管理事業及び高坂分署新庁舎建設事業の債務負担行為として期間や限度額を設け、第3条の地方債では、6、7ページの第3表、地方債補正のとおり、限度額を変更するものでございます。

14、15ページをお願いいたします。歳入の1款1項1目負担金では、比企支部操法大会中止に伴い、695万9,000円を減額補正するものでございます。

次に、5款1項1目利子及び配当金では、消防施設整備債預金利子の利率変更により7,000円を減額し、2項1目物品売払収入では、常備消防車両3台、非常備消防車両2台の計5台の売払いに伴い、68万5,000円を増額補正するものでございます。

次に、9款2項1目雑入では、消防団員退職者数の確定により262万6,000円を減額し、10款1項1目消防債では、高坂分署新庁舎建設事業の設計業務金額の確定により560万円を減額補正するものでございます。

次に、歳出ですが、16、17ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費では、消防団員退職者数の確定に伴い、262万6,000円を減額するものでございます。

次に、2款1項1日常備消防費では5,285万9,000円の増額で、職員給与事業において、人事院勧告により6,588万3,000円を増額、施設管理事業から19ページ上段の消防ネットワーク事業までは、事業確定などによる減額でございます。

次に、2目消防施設費では63万円を減額補正するもので、車両不具合や庁舎老朽化に係る修繕で156万9,000円を増額、また高坂分署新庁舎設計委託料の確定により219万2,000円を減額補正するものでございます。

次に、4目滑川消防団費は142万9,000円を、5目嵐山消防団費は197万9,000円を、7目吉見消防団費は206万2,000円を、8目ときがわ消防団費では148万9,000円をそれぞれ減額補正するもので、比企支部操法大会中止に伴う報酬等の減額でございます。

次に、3款1項2目利子では、利率の確定に伴い、180万5,000円を減額補正するもので、4款予備費にて収支の調整を図るものでございます。

以上で議案第10号の説明を終わります。

◎ 議案第11号ないし議案第13号の説明

斎藤雅男議長 次に、議案第11号ないし議案第13号について、黒田健事務局長。

〔黒田 健事務局長登壇〕

黒田 健事務局長 議案第11号ないし第13号について、細部の説明を申し上げます。

初めに、議案第11号 令和6年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害支援区分審査会特別会計補正予算（第2号）についてでございます。補正予算書の1ページを御覧ください。今回の補正につきましては、歳入歳出総額に変更はなく、歳出を21万7,000円減額し、予備費にて収支の調整を図るものでございます。

10ページをお願いいたします。歳出、1款1項1目一般管理費は、事務局の職員給料、諸手当等について、給与改定により150万2,000円を増額するものでございます。

また、1款2項1目介護認定審査会費は、介護認定審査会事業において、審査会の休会等により、報酬及び費用弁償及び不要となったシステム改修費と合わせまして171万9,000円を減額するととも

に、2款予備費にて収支の調整を図るものでございます。

議案第11号の説明は以上です。

続いて、議案第12号 令和6年度比企広域公平委員会特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。補正予算書1ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、第1条において、歳入歳出予算の総額にそれぞれ137万3,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ222万9,000円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。歳入において、令和元年の審査請求事案が裁決後6か月の再審請求期間を経まして、令和6年6月に完全に終了したことに伴い、比企広域公平委員会の共同設置時の覚書に基づき、審査に伴う経費につきましては当該団体の負担となっていることから、3款諸収入の雑入に当該団体からの特別負担金分として137万3,000円を計上したものでございます。

12ページの歳出は、1款1項1目委員会費、償還金、利子及び割引料において、返還される同金額を各構成団体へ職員数割にて償還するものでございます。

議案第12号の説明は以上です。

続きまして、議案第13号 令和7年度比企広域市町村圏組合一般会計予算について説明申し上げます。令和7年度予算書の1ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,600万円と定めるもので、前年度比350万円の増でございます。

主な内容につきまして、10ページの歳入からご説明いたします。1款分担金及び負担金、1項1目負担金は関係市町村の負担金で、前年度比100万円増の7,000万円、3款繰越金は令和6年度からの繰越見込額500万1,000円を計上したものでございます。

12ページを御覧ください。歳出に移ります。1款議会費は、組合議員の報酬、費用弁償及び会議録作成委託料等、前年度と同様の460万円を計上いたしました。

2款総務費、1項1目一般管理費は、前年度比319万2,000円増の7,017万2,000円でございます。このうち職員給与事業では、正副管理者や職員の給料など4,818万6,000円を計上し、15ページの一般管理事業では、広報紙印刷代、パソコンや各種システムの借上料など通常経費に加え、多様化する諸問題に適切に対処していくため、弁護士と顧問契約を締結してまいりたいことから、弁護士委託料を新設、また消防庁舎の大規模改修に伴う事務局用備品代を含み、合計で1,351万5,000円を計上し、下段の財務会計管理事業では、機器やシステムの保守委託料、借上料など847万1,000円を計上いたしました。

16ページ、中段の2項1目監査委員費は、監査委員の報酬及び費用弁償として21万9,000円を計上し、3款予備費は予算外の支出などに充てるため100万円を計上したものでございます。

以上で議案第11号ないし第13号について説明を終わります。

◎ 議案第14号の説明

齋藤雅男議長 次に、議案第14号について、服部明消防長。

〔服部 明消防長登壇〕

服部 明消防長 議案第14号 令和7年度比企広域市町村圏組合消防特別会計予算につきまして、細部の説明を申し上げます。

別冊予算書の25ページをお願いいたします。第1条は、本予算の総額を歳入歳出それぞれ41億1,800万円と定めるもので、前年度比5億1,500万円の増額でございます。

第2条では、起債の目的や限度額について、第2表、地方債のとおり定めるものでございます。

主な内容につきまして、34ページの歳入からご説明を申し上げます。1款1項1目負担金は、構成市町村からの負担金で、前年度比1億7,516万7,000円増額の33億225万6,000円。

2款使用料及び手数料では、自動販売機設置場所使用料の科目訂正により、前年度比の444万6,000円減額の180万円を計上したものでございます。

3款国庫支出金、4款県支出金は、科目設置でございます。

次に、5款1項1目利子及び配当金では、基金預金利子や自動販売機設置による運用益を見込み、463万円を計上したもので、同款2項1目物品売払収入及び6款寄附金は、科目設置でございます。

次に、7款繰越金では、前年度からの繰越見込額7,000万円を計上し、8款諸収入では、前年度比567万2,000円増額の3,210万8,000円を計上。

9款組合債では、前年度比4億3,400万円増額の7億720万円を計上させていただきました。

40ページをお願いいたします。歳出についてご説明を申し上げます。1款1項1目一般管理費は、前年度比725万3,000円減額の2,233万7,000円で、退職報酬金及び健康診断料が主なものでございます。

2款1項1目常備消防費では、前年度比1億3,341万2,000円増額の28億8,150万7,000円でございます。このうち職員給与事業では、給料、職員手当、共済費等で11億2,067万3,000円を計上。人件費以外では、施設の維持管理費、研修経費、消防活動経費等を計上いたしました。

次に、46ページ、下段をお願いいたします。2目消防施設費では、高坂分署新庁舎建設に係る経費が主なもので、その他施設や車両整備に係る経費等で前年度比4億835万4,000円増額の8億355万5,000円を計上し、3目からの各消防団費では、出勤報酬、活動経費をはじめ詰所や車両の維持管理費、備品購入費等、消防団の活動経費を計上いたしました。

62ページをお願いいたします。3款1項1目元金で1億6,495万7,000円、2目利子では656万1,000円を計上し、4款予備費は、予算外の支出などに充てるため、1,016万9,000円を計上したものでございます。

以上で議案第14号の説明を終わります。

◎ 議案第15号ないし議案第17号の説明

斎藤雅男議長 次に、議案第15号ないし議案第17号について、黒田健事務局長。

〔黒田 健事務局長登壇〕

黒田 健事務局長 議案第15号ないし議案第17号について、細部の説明を申し上げます。

初めに、議案第15号 令和7年度比企広域市町村圏組合斎場及び霊きゅう自動車事業特別会計予算についてでございます。予算書の73ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億1,200万円と定めるもので、前年度比200万円の増となっております。

主な内容につきまして、82ページの歳入からご説明申し上げます。1款分担金及び負担金、1項1目負担金は、関係市町村の負担金で、前年度比100万円減の1億3,700万円を計上いたしました。

2款使用料及び手数料、1項1目衛生使用料は、利用状況を踏まえ、斎場使用料を前年度比600万円増の6,800万円、霊きゅう自動車使用料を6万円減の66万円とし、下段の4款繰越金は、令和6年度からの繰越見込額627万3,000円を計上いたしました。

86ページをお願いいたします。歳出についてご説明申し上げます。1款総務費、1項1目一般管理費は225万円で、斎場駐車場用地の土地借上料が主なものでございます。

2款事業費、1項1目斎場管理費は、指定管理委託料、霊きゅう自動車運行委託料、火葬炉補修工事が主なもので、前年度比184万9,000円増の1億1,184万9,000円を計上したものでございます。火葬炉の補修工事につきましては、保守点検の結果を精査しつつ計画的に実施してまいります。

88ページの3款公債費は、1項1目の元金が9,256万2,000円、2目の利子が181万8,000円で、4款予備費は、予算外の支出などに充てるため247万円を計上したものでございます。

議案第15号の説明は以上です。

続いて、議案第16号 令和7年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害支援区分審査会特別会計予算についてでございます。予算書の95ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,300万円と定めるもので、前年度比300万円の増でございます。

主な内容につきまして、104ページの歳入からご説明申し上げます。1款分担金及び負担金、1項1目負担金は関係市町村の負担金で、前年度比200万円増の6,600万円とし、2款繰越金は令和6年度からの繰越見込額699万円を計上しております。

106ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、1項1目一般管理費は、前年度比391万5,000円増の3,683万1,000円でございます。このうち職員給与事業は、職員の給料等で3,603万8,000円、一般管理事業では職員の健康診断料、自動車借上料など79万3,000円を計上いたしました。

2項1目介護認定審査会では、審査会委員105人分の報酬、費用弁償、コンピュータの借上料等で、前年度比106万5,000円増の3,323万円を計上し、108ページ、中ほどの3項1目障害支援区分審査会費では、審査会委員17人分の報酬、費用弁償、コンピュータの借上料等253万9,000円を計上いたしました。

2 款予備費は、予算外の支出などに充てるため40万円を計上したものでございます。

議案第16号の説明は以上です。

最後に、議案第17号 令和7年度比企広域公平委員会特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書の117ページをお願いいたします。第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ60万円と定めるもので、前年度比20万円の減でございます。

主な内容につきまして、126ページの歳入からご説明申し上げます。1 款分担金及び負担金、1 項1 目負担金は構成団体の負担金で、前年度比31万円減の24万円とし、2 款繰越金は、令和6年度からの繰越見込額35万8,000円を計上いたしました。

128ページをお願いいたします。歳出、1 款総務費、1 項1 目委員会費は、前年度比21万円減の50万円でございます。

主な内容でございますが、委員3人分の報酬、費用弁償、公平委員会連合会負担金などを計上したものでございます。減額の要因としては、弁護士委託料を一般会計で計上したためでございます。

2 款予備費は、予算外の支出などに充てるため、計上したものでございます。

以上で議案第15号ないし議案第17号の説明を終わります。

斎藤雅男議長 以上で議案に対する細部の説明は終了いたしました。

◎ 議案第1号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 これより日程に従い、議案の審議に入ります。

初めに、議案第1号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略して、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結します。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

◎ 議案第2号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 ここで、梶田美佐子監査委員は都合により退席しますので、ご了承願います。

〔梶田美佐子監査委員退場〕

斎藤雅男議長 次に、議案第2号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

梶田美佐子さんの入場を求めます。

〔梶田美佐子監査委員入場〕

斎藤雅男議長 ここで、監査委員に選任同意されました梶田美佐子さんよりご挨拶をお願いいたします。

〔梶田美佐子監査委員登壇〕

梶田美佐子監査委員 議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま議員の皆様方のご同意を賜り、引き続き監査委員の任に就かせていただくことは、誠に光栄に存ずる次第でございます。私、微力でございますが、地方自治の監査の重要性を深く認識するとともに、また今までの4年間の経験を生かし、引き続き誠実に職務を執行してまいり所存でございます。議員の皆様方をはじめ執行部の皆様方におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

斎藤雅男議長 ありがとうございます。

◎ 議案第3号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第3号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結します。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

◎ 議案第4号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第4号について、直ちに質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

13番、神田隆議員。

13番 神田 隆議員 議案第4号について質問させていただきます。

提案理由では、子供の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を講ずるとありますが、改正条例では、「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまで」と定め、また第14条第2項第16号を改め、「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」とありますが、子供とはどのような親子関係のことを言うのか。例えば両親が災害で亡くなった未成年後見人者として養育している子供、また様々な環境下で養育されている子がいらっしゃると思いますが、議案第4号の条例で言う子供とは、どのような父母関係や親権関係を言うのか伺いたいと思います。

斎藤雅男議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

黒田健事務局長。

黒田 健事務局長 議案第4号について、質疑にお答えいたします。

職員の勤務時間や休暇につきましては、育児介護休業法や人事院規則に倣い、条例を制定しております。その運用についても同様に行っております。

この条例において対象となる子を養育する職員との関係でございますが、育児休業法や人事院規則の運用通知によりますと、子を養育するとは、子と同居して、これを監護することとされており、子には実子、養子のほか、特別養子縁組の成立前の監護代表者も含まれるとされております。基本的には、これに基づいた対応となります。

ご質問にございましたように、両親が災害等で死亡した場合などで、おじ、おばなどが養育する場合もございますが、この場合も家庭裁判所の審判により扶養義務が生じる場合があります。そうなった場合には対象となるものと考えております。

以上でございます。

斎藤雅男議長 13番、神田隆議員。

13番 神田 隆議員 ただいまご答弁がありましたけれども、例えば親子関係については、答弁があった中で、私は、非嫡出子などについてちょっとお聞きしたいのですけれども、こういう中で認識的には個人情報等も確認しなくてはならないと思うのですけれども、個人情報などの有無についての確認作業は、事務的にはどのように判断するのかお聞きしたいと思います。

斎藤雅男議長 ただいまの再質疑に対して答弁を求めます。

黒田健事務局長。

黒田 健事務局長 再質疑にお答えいたします。

親子関係の判断でございますが、一般的には職員の子の出生時に、扶養の申請など必要な書類を届けることによりまして、人事担当課が判断することになります。通常は、出生届の写しや戸籍などの提出は求めておりませんが、判断を必要とする場合は、そういった確認できる書類を求めることは考えられるところでございます。

以上です。

斎藤雅男議長 13番、神田隆議員。

13番 神田 隆議員 では、ちょっと確認したいのですけれども、今書類等のお話も出ましたけれども、非嫡出子の親子関係というのは確認は大変難しい中、私もちょっと調べさせてもらいましたけれども、配偶者と離婚後の子供、この辺についても大変難しいところもあると思います。また、2点目といたしましては、養子縁組の場合ですけれども、実際の親と子供が違う。それは、やはり戸籍確認等もしなくてはならない。その辺も個人情報では大変、書類等を見なくてはできないところもあります。また、配偶者の子連れ等による認知等の確認作業も大変必要だと思っておりますけれども、個人情報は、ただいま様々な場面で問題視されている中で、比企広域としては、子という言葉自体が私もちょっと分かりづらかったので、確認させていただきましてけれども、この3点についての

確認作業は今どのように考えておりますか、お聞きしたいと思います。

斎藤雅男議長 ただいまの再々質疑に答弁を求めます。

黒田健事務局長。

黒田 健事務局長 再々質疑にお答えいたします。

子供の養育環境は様々になっておりまして、複雑多様化しているものと認識してございます。養子縁組をしていない場合なども、様々なケースもあろうかと思えます。いわゆる事実婚の場合の子供などは、非嫡出子となりますが、認知をすれば法律上の親子関係が生じますので、対象となるものと考えております。こういった事案につきましては、やはり戸籍等必要な書類の確認が必要であると思っておりますので、当組合でそういった事例が出た場合につきましては、そういう必要書類を確認して、職員の子供の養育状況を十分に確認するなど、また人事院規則や他団体の状況なども確認しながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

斎藤雅男議長 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかにごございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第5号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第5号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔なし〕という人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第6号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第6号について、直ちに質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

8番、川口浩史議員。

8番 川口浩史議員 今回緊急消防援助隊の手当でございますが、新しく創設されるわけでございますが、過去どのような事例がこれに当てはまるのか伺いたいと思います。

斎藤雅男議長 ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

服部明消防長。

服部 明消防長 議案第6号の質疑にお答えいたします。

過去どのような事例がこの手当に該当するのかについてでございますが、緊急消防援助隊は平成7年6月に発足し、30年近くが経過し、現在までに45回出動しております。このうち当組合から出動したのは、東日本大震災の1回でございます。

近年の災害から申しますと、令和6年9月奥能登豪雨、同じく令和6年能登半島地震、令和3年静岡県熱海市土石流災害などが今回の手当に該当いたします。

説明は以上でございます。

斎藤雅男議長 次に、13番、神田隆議員。

13番 神田 隆議員 議案第6号についてご質問させていただきます。

提案理由では、緊急消防援助隊として勤務に従事した場合に支給する手当を規定するとあります

が、特殊勤務隊とは、自然災害や大規模災害、また大きな火災等の重大な災害が発生した場合が想定されます。比企広域市町村圏組合の特殊勤務の種類と業務内容について伺いたいと思います。これが1点。

もう一点は、緊急消防援助隊として出動した場合の手当または管轄外の災害対策法に基づく立入禁止以内での手当について伺いたいと思います。

斎藤雅男議長 ただいまの質疑に対して、答弁を求めます。

服部明消防長。

服部 明消防長 議案第6号の質疑について順次お答えいたします。

初めに、特殊勤務手当の種類と勤務内容についてでございますが、消防関係で消防業務手当と防疫作業手当の2種類の手当の定めがございます。1つ目の消防業務手当の内容につきましては、深夜業務に従事した職員に対する手当のほか、火災や水害、救急業務に出動した職員に対する手当、また緊急車両の運転や消防ポンプ車の運用に従事した職員に対する手当をそれぞれ定めてございます。2つ目の手当といたしまして、感染症の法律に規定する業務に従事した職員に防疫作業手当を定めてございます。

次に、緊急消防援助隊として管轄区域外に出動した場合の手当についてでございますが、今回の条例改正では、緊急消防援助隊として出動した場合に定めるもので、緊急消防援助隊以外の部隊が管轄区域外に出動した場合の手当につきましては、部隊が所属する各組合が負担することになっております。

説明は以上でございます。

斎藤雅男議長 13番、神田隆議員。

13番 神田 隆議員 1点目についてお伺いします。

特殊勤務手当の支給について伺いましたが、職種としては今お話のとおりですけれども、消防の職業というのは大変危険なところに見舞われます。そういう中、令和6年度に比企広域管内での特殊勤務として出動した1日当たりの最高人数、またこれまで特殊勤務中に公務災害等を負われた方の人数についてちょっとお伺いしたいと思います。

斎藤雅男議長 ただいまの再質疑に答弁を求めます。

服部明消防長。

服部 明消防長 ただいまの再質問にお答えいたします。

令和6年度比企広域内の特殊勤務として出動した1日当たり最高人数は、7月28日日曜日に救急出動が58件及び救助出動が3件であり、延べ出動人員は約200名でございます。また、特殊勤務手当の支給額は約6万円となっております。

次に、これまでの特殊勤務中の公務災害等の人数でございますが、過去10年のデータから申しますと、災害活動中に5件、5人の公務災害が発生しております。

説明は以上でございます。

斎藤雅男議長 13番、神田隆議員。

13番 神田 隆議員 お話のあったとおり、200名以上の方が出ているというお話の中、その中で公務災害が5件あったというお話です。大変危険と隣り合わせている職種だと思います。

その中で、消防業務の中には高所作業や坑内作業、水上等、また水面下等にも潜られる方もいると思います。また、危険物等の取扱い作業についても行っている方がいる中、消防署の高所作業というのは、ヘリを含め、いろいろあると思うのですけれども、今八潮で坑内等の、あのような事故がある中、消防署として坑内または湖畔等の水深等の、消防署でできる範囲の深さとか高度とかは、規定があるのか伺いたします。また、消防署ができないという判断区域等もあると思いますので、この判断についても伺いたしたいと思います。

以上、お願いしたいと思います。

斎藤雅男議長 ただいまの再々質疑に答弁を求めます。

服部明消防長。

服部 明消防長 ただいまの再々質問にお答えいたします。

出動した特殊勤務手当は、発生場所等に関係なく、一律に定められた特殊勤務手当を支給しております。また、管理者が著しく危険であると認める区域でございますが、災害対策基本法や大規模地震対策特別措置法その他の法令に基づき設定され、立入禁止や退去命令などの措置がなされた区域でございます。

説明は以上でございます。

斎藤雅男議長 審議の途中ですが、暫時休憩します。

(午前11時00分)

斎藤雅男議長 再開します。

(午前11時01分)

斎藤雅男議長 訂正の申出がありましたので、これを許可します。

服部明消防長。

服部 明消防長 ただいまの「再々質問」と答えてしまいました、「再々質疑」と訂正させていただきます。どうも失礼しました。

斎藤雅男議長 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第7号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第7号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第8号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第8号について、直ちに質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

8番、川口浩史議員。

8番 川口浩史議員 議案第8号、川島桶川資源循環組合が本組合の公平委員会加入についての審議でございますが、普通地方公共団体の川島町は、議会において公平委員会加入の議決をしていないということであり、普通地方公共団体が議決をしていないものを特別地方公共団体である一部事務組合の議会が審議をし、採決することができるのか伺いたいと思います。

斎藤雅男議長 ただいまの質疑に対して答弁を求めます。

黒田健事務局長。

黒田 健事務局長 議案第8号について、質疑にお答えいたします。

比企広域公平委員会は、普通地方公共団体である東松山市をはじめとする8市町村と、小川地区衛生組合及び比企広域市町村圏組合の2つの特別地方公共団体の10団体で共同設置しているものでございます。この規約を改正する場合などは、地方自治法の規定によりまして、全ての構成団体の議会での議決が必要となるものでございます。

今回加入を申し出ている川島桶川資源循環組合は、令和6年10月23日に埼玉県知事に設置が認可されまして、これを受けまして、各構成団体では、この設立日となる本年4月1日までに各議会で議決を経る必要がございます。ただ、その議決する順番につきましては、地方自治法、また当組合等の規約等にも何ら規定はございません。

各構成団体の市町村におきましては、ほとんどが3月定例会に上程するとの話を伺っておりますが、当組合におきましては、定例会が2月、8月となっておりますため、本議会に上程させていただいたものでございます。

以上です。

斎藤雅男議長 8番、川口浩史議員。

8番 川口浩史議員 特別の規約がないということで、その他ご説明があったわけですが、やっぱり私は順番というのが大変大事だと思うのです。基礎自治体の川島町が、私は川島町に何のうらみもありません。このことについては大変重要だだと思いますので、順番が。基礎自治体の川島町が議決をしていないと。

そう考えますと、4月1日ということは、私も大事だというのは分かるのですが、議決ができるのか、この特別地方公共団体の一部事務組合で。かなり難しいのではないですか。何か根拠があっておっしゃるのだったら、私も分かるのですが、4月1日が大事だからということで、そういう曖昧にして議決をするということは、私はいかかなものかなと思わざるを得ないわけなのです。

斎藤雅男議長 川口議員、質疑をお願いします。質疑。

8番 川口浩史議員 質疑なのですよね。

斎藤雅男議長 はい、質疑の場です。ご意見を賜る場ではないので、質疑なのです。

8番 川口浩史議員 そうですか。地方自治の本旨というのは、やはり基礎自治体が基準だと思うのです。そこが議決をしていないわけですから、この議決は私は無効になってしまう場合もあると思うのです。川島町がこれから否決をされる場合も可能性としてはあるわけですから、その段階でこの議会が議決をするということはやはりまずいと私は言わざるを得ないのですけれども、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

斎藤雅男議長 ただいまの再質疑に対して答弁を求めます。

黒田健事務局長。

黒田 健事務局長 再質疑にお答えいたします。

先ほどの答弁でもございましたが、比企広域公平委員会は、8市町村と2つの一部事務組合の10団体で構成しているものでございますが、これにつきましては普通地方公共団体、特別地方公共団体の一部事務組合での差はございませんで、並列な関係でございます。

こちらにつきまして、今ご質問のございましたように、10の団体で仮に1つでも議決を経ない場合がありますたら、こちらの規約自身は有効とはなりません。これは川島町に限らず、そういったこととなります。

ただ、先ほどからの答弁の繰り返しになりますが、こちらにつきましては地方自治法上等、規約等にも何ら規定はございませんし、埼玉県企画財政部地域政策課にこちらの手続につきましては照会をしながらやっておりますので、何ら瑕疵はないものと考えております。

以上でございます。

斎藤雅男議長 8番、川口浩史議員。

8番 川口浩史議員 その回答をどうも私はすんなり受け入れられないのです。差はないといっても、あえて考えれば、私は基礎自治体のほうが上にあるというふうに思うのです。特別地方公共団体のこの一部事務組合は、その下だと言わざるを得ないと思うのです。私も調べたのですけれども、確かに差はないということにはなっていますけれども、やはり基礎自治体があって、この一部事務組合があるという順番になると思うのです。その基礎自治体がまだ議決をしていないわけですから、これを採決にいつてはいけないなというふうに思うのですけれども。

斎藤雅男議長 川口議員、質疑をまとめてください。

8番 川口浩史議員 もうこれで終わりなのですから。

斎藤雅男議長 質疑です。質疑なのです。

8番 川口浩史議員 質疑ですから。

斎藤雅男議長 質疑を承りますので、再々質疑があるのかないか伺います。質疑をまとめていただけますか。

8番 川口浩史議員 差はないということでおっしゃったのですけれども、私はやはり基礎自治体の上であって、こちらが下にあると。その段階でまだ議決をしていないものを、下の一部事務組合が採決するという事は、これは瑕疵に当たるといふふうに思うのですけれども、再度伺いたしたいと思います。

斎藤雅男議長 ただいまの再々質疑に答弁を求めます。

黒田健事務局長。

黒田 健事務局長 再々質疑についてお答えいたします。

答弁の繰り返しになりますが、先ほどから申し上げましたとおり、10の構成団体につきまして、共同設置という、自治法上の規定では並列でございまして、特別地方公共団体と普通公共団体に差があるものではございません。

以上のことから瑕疵は存在しないものと考えております。

以上でございます。

斎藤雅男議長 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかにごございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 暫時休憩いたします。

(午前11時11分)

斎藤雅男議長 再開いたします。

(午前11時12分)

斎藤雅男議長 本件に対しご異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

斎藤雅男議長 起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第9号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第9号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結します。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第10号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第10号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第11号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第11号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第12号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第12号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第13号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第13号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第14号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第14号について、直ちに質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

8番、川口浩史議員。

8番 川口浩史議員 消防指令業務共同運用の負担金が今回増えておりますが、内容について伺いたいと思います。

斎藤雅男議長 ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

服部明消防長。

服部 明消防長 議案第14号の質疑についてお答えいたします。

消防指令業務の共同運用の負担金が増えている理由についてでございますが、消防指令業務共同運用化に伴い、整備いたしました指令システムは、整備から約1年間の契約不適合責任期間、いわゆるメーカー保証期間が今年度末で終了いたします。このことから、システムの信頼性を確保し、24時間、365日休むことなく安定稼働させるため、指令システム保守委託料が増額となるものでございます。

2つ目の理由ですが、それぞれの消防本部が整備した消防救急デジタル無線設備の更新基準年度を迎えるに当たり、当該設備を共同で整備するための費用として、基本設計料が増額となるものでございます。

説明は以上でございます。

斎藤雅男議長 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかにごございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略して、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第15号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第15号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第16号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第16号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第17号の質疑、討論、採決

斎藤雅男議長 次に、議案第17号について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件も会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議された議案等に対する議事は全て終了いたしました。

◎ 一般質問

斎藤雅男議長 次に、日程に従い、一般質問を行います。

7番、森一人議員。

〔7番 森 一人議員登壇〕

7番 森 一人議員 議席番号7番、森一人です。議長のご指名をいただきましたので、通告書に従い、一般質問を行います。

1、消防行政について。(1)、火災発生時のサイレン吹鳴と防災無線放送について。①、火災発生時におけるサイレン吹鳴・防災無線放送の実施や要領が比企広域の構成自治体である各市町村においてまちまちのようですが、各自治体の現状について伺います。

②、災害メール配信システムにおけるメール配信の登録者数はどれほどいるのか伺います。

斎藤雅男議長 答弁を求めます。

服部明消防長。

〔服部 明消防長登壇〕

服部 明消防長 大項目1、消防行政について、(1)、火災発生時のサイレン吹鳴と防災無線放送について、2点の質問に順次お答えをいたします。

1点目のサイレン吹鳴、防災無線放送の現状につきましては、サイレン吹鳴を行っているのが4自治体、行っていないのが3自治体でございます。また、防災行政無線は、比企広域消防管轄内の7自治体全てが放送を行っているところでございます。

放送要領については、建物火災に限定してサイレン吹鳴を行う自治体と車両火災を除く全ての火災について行う自治体があり、加えて夜間の時間帯に制限を設けている自治体など、地域の実情により異なっているのが現状でございます。

次に、2点目の災害メール配信システムにおける比企広域消防本部管内の登録者数につきましては、延べ1,359人の登録をいただいております。

説明は以上でございます。

斎藤雅男議長 森一人議員。

7番 森 一人議員 先ほどご答弁をいただきました。私も消防団に長く在籍しておりましたが、私が在籍していたときと多少変わっているのかなという確認と、確認の意味も込めて質問させていただいたのですが、何よりも比企管内に住んでいる住民の方から疑問の声がございましたので、今回一般質問をいたしました。

◎の再質問に移らせていただきます。自治体によって、やっぱり広報要領がまちまちであるのは、業務を行う職員にとっては、混乱、また支障はないのかと心配するところです。今後においては、災害メール配信の登録者数を勘案しての広報要領の見直しも当然必要であると思いますが、何よりも先に、各自治体の特別な事情がある場合を除いては、比企広域で統一の広報要領にすべきであると考えますが、消防長のご所見を伺います。

斎藤雅男議長 ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。

服部明消防長。

〔服部 明消防長登壇〕

服部 明消防長 ただいま2点の再質問に順次お答えいたします。

初めに、業務上の混乱等の支障については、各自治体の要領はまちまちでございますが、24時間体制で職員を配置し、混乱や支障を来さぬよう対応しているところでございます。

次に、サイレン、防災無線の統一の考えについては、組合発足以来、火災発生を住民へ広く知らせる広報手段として、各自治体とともに協議を重ね、放送などを行っているところでございます。当消防本部としての広報統一化は、指令共同運用に伴い、新たに災害情報の発信ツールとして住民向けのメール配信サービスを開始いたしました。また、現在において、埼玉県内の約半数の自治体

がサイレン吹鳴及び防災行政無線広報を実施していないことを踏まえ、災害メール配信のみでの広報統一化に向け、各自治体と協議を行ってまいりましたが、統一化には至っていないところでございます。

今後もサイレン吹鳴、防災行政無線、広報要領の在り方について協議を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

斎藤雅男議長 森一人議員。

7番 森 一人議員 ぜひとも今後、比企管内の住民の安全安心のために、よりよい情報の伝達について、これからも構成自治体、各消防団のご意見も伺いながら、継続しての協議をしていただくよう望みます。

◎の再質問に移ります。サイレン吹鳴や防災無線放送においては、比企広域管内に暮らす住民に、サイレンや防災無線にて火災発生をお知らせするためであることは言うまでもありませんが、その一方で、この音を騒音と捉える人がいるのも現実だと思います。今日、様々な技術の進歩で情報収集ができる時代において、災害メール配信システムの普及は大変重要であると思います。

先ほどの登録者数では、サイレン吹鳴、防災無線放送の代替となるのは難しいと正直感じます。災害メール配信システムの普及のためには、さらなるPR等が必要だと思いますが、消防長のご所見を伺います。

斎藤雅男議長 ただいまの再々質問に対し、答弁を求めます。

服部明消防長。

〔服部 明消防長登壇〕

服部 明消防長 ただいまの再々質問についてお答えいたします。

災害メール配信サービスのPRにつきましては、現在当組合の広報紙やホームページ、各市町村の広報紙に掲載しているところでございます。今後も継続し、各市町村のホームページへの掲載依頼など、あらゆる機会を捉えて広報を行いたいと考えております。また、災害メール配信に加え、従来の災害テレホンサービスの活用も併せて広報を行い、各自治体と連携しながら統一化に向けた協議を進めていく考えでございます。

説明は以上でございます。

斎藤雅男議長 森一人議員。

7番 森 一人議員 以上で一般質問を終わります。

斎藤雅男議長 以上で一般質問は終了いたしました。

◎ 特定事件の閉会中の継続審査について

斎藤雅男議長 次に、特定事件の閉会中の継続審査を議題といたします。

各常任委員長から、特定事件について閉会中に継続審査を行いたい旨の申出がありましたので、特定事件一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

ここで、各常任委員長の申出について、直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 討論を終結いたします。

お諮りいたします。特定事件については、各常任委員長の申出のとおり、それぞれの委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

斎藤雅男議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申出のとおり、特定事件をそれぞれの委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎ 管理者挨拶

斎藤雅男議長 以上で今期定例会の議事は全部終了いたしました。

ここで、管理者より挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可いたします。

森田光一管理者。

〔森田光一管理者登壇〕

森田光一管理者 議長のお許しをいただきましたので、ご挨拶申し上げます。

今期定例会におきましてご提案申し上げました全ての議案につきましては、慎重ご審議をいただき、いずれも原案のとおりご議決を賜りましたことに厚くお礼を申し上げます。議案審議並びに一般質問等を通じていただきましたご意見、ご提言等につきましては、これらを十分に踏まえ、今後の組合事務を執行してまいります。今後とも議員各位にはご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、慎重ご審議を賜りましたことに重ねてお礼を申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

◎ 閉会の宣告

斎藤雅男議長 これをもって、令和7年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前11時32分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 齋 藤 雅 男

署 名 議 員 道 祖 土 証

署 名 議 員 野 口 勝 則

参 考 資 料

- 議案審議結果一覽表

令和7年第1回比企広域市町村圏組合議会定例会
議案審議結果一覧表

議案番号	件名	提出年月日	付託委員会名	議決年月日	審議結果
議案第1号	専決処分について	令7.2.12	付託なし	令7.2.12	承認 (全員賛成)
議案第2号	監査委員の選任について	令7.2.12	付託なし	令7.2.12	同意 (全員賛成)
議案第3号	比企広域公平委員会委員の選任について	令7.2.12	付託なし	令7.2.12	同意 (全員賛成)
議案第4号	比企広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について	令7.2.12	付託なし	令7.2.12	原案可決 (全員賛成)
議案第5号	比企広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例及び比企広域市町村圏組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について	令7.2.12	付託なし	令7.2.12	原案可決 (全員賛成)
議案第6号	比企広域市町村圏組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	令7.2.12	付託なし	令7.2.12	原案可決 (全員賛成)
議案第7号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	令7.2.12	付託なし	令7.2.12	原案可決 (全員賛成)
議案第8号	比企広域公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について	令7.2.12	付託なし	令7.2.12	原案可決 (賛成多数)
議案第9号	令和6年度比企広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)について	令7.2.12	付託なし	令7.2.12	原案可決 (全員賛成)
議案第10号	令和6年度比企広域市町村圏組合消防特別会計補正予算(第2号)について	令7.2.12	付託なし	令7.2.12	原案可決 (全員賛成)
議案第11号	令和6年度比企広域市町村圏組合介護認定及び障害支援区分審査会特別会計補正予算(第2号)について	令7.2.12	付託なし	令7.2.12	原案可決 (全員賛成)
議案第12号	令和6年度比企広域公平委員会特別会計補正予算(第2号)について	令7.2.12	付託なし	令7.2.12	原案可決 (全員賛成)
議案第13号	令和7年度比企広域市町村圏組合一般会計予算について	令7.2.12	付託なし	令7.2.12	原案可決 (全員賛成)
議案第14号	令和7年度比企広域市町村圏組合消防特別会計予算について	令7.2.12	付託なし	令7.2.12	原案可決 (全員賛成)
議案第15号	令和7年度比企広域市町村圏組合斎場及び霊きゅう自動車事業特別会計予算について	令7.2.12	付託なし	令7.2.12	原案可決 (全員賛成)

議案番号	件名	提出年月日	付託 委員会名	議決年月日	審議結果
議案第 16 号	令和 7 年度比企広域市町村圏 組合介護認定及び障害支援区 分審査会特別会計予算につい て	令 7.2.12	付託なし	令 7.2.12	原案可決 (全員賛成)
議案第 17 号	令和 7 年度比企広域公平委員 会特別会計予算について	令 7.2.12	付託なし	令 7.2.12	原案可決 (全員賛成)